

侵襲性髄膜炎菌感染症に関するお知らせ

仙台市内の複数の医療機関より、この2か月間で3件の侵襲性髄膜炎菌感染症（IMD）の届出がありました。

全国的にも、令和6年の年間届出数が66例であったのに対し、令和7年は7月16日時点ですでに55例が確認されており、発生動向の注視が必要な状況となっております。

髄膜炎菌（*Neisseria meningitidis*）による侵襲性感染症として、本菌が髄液又は血液などの無菌部位から検出される感染症で、潜伏期間は2～10日（平均4日）で、発症は突発的です。

髄膜炎例では、頭痛、発熱、髄膜刺激症状の他、痙攣、意識障害、乳児では大泉門膨隆等を示します。敗血症例では発熱、悪寒、虚脱を呈し、重症化を来すと紫斑の出現、ショック並びにDIC（Waterhouse-Friedrichsen症候群）に進展することがあります。本疾患の特徴として、点状出血が眼球結膜や口腔粘膜、皮膚に認められ、また出血斑が体幹や下肢に認められます。

世界各地に散発性又は流行性に発症し、温帯では寒い季節に、熱帯では乾期に多発します。

学生寮などで共同生活を行う10代が最もリスクが高いとされているため、特に共同生活をしている例ではアウトブレイクに注意が必要です。

IMDは、以下のような特徴があることから、迅速な治療と感染拡大防止策が求められます。

- ・ 疾病として全例が重症化するわけではありませんが、時に重症化し致死性の高い感染症です。
- ・ 患者処置時（患者の唾液やエアロゾルを直接浴びるような処置 例：挿管や吸引）の个人防护具の着用具合によっては、予防内服が必要となる場合があります。

こうした状況についてご承知おきいただくとともに、IMDを診断された場合には、直ちに届出を行っていただくよう、改めてご協力をお願い申し上げます。

【令和2年以降の侵襲性髄膜炎菌感染症の報告件数】 * 令和7年は7月16日時点

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
仙台市	1	0	0	0	1	3
全国	14	1	8	21	66	55

<参考>



厚生労働省ホームページ「侵襲性髄膜炎菌感染症」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137555_00002.html



厚生労働省ホームページ「感染症法に基づく医師の届出のお願い」>12 侵襲性髄膜炎菌感染」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-09-01.html>



一般社団法人 日本感染症学会「侵襲性髄膜炎菌感染症」

<https://www.kansensho.or.jp/ref/d37.html>

仙台市健康福祉局保健所感染症対策課 鈴木・植本

仙台市青葉区国分町三丁目7-1

電話：022-214-8029 FAX：022-211-1915

e-mail：fuk005530_10@city.sendai.jp